

## 新たに取得しようとする公有財産の登記等について

公有財産の一筆調査をした結果、相当数の財産が買収のみ完了し未登記となっているものがあり、これらについては公有財産調査にあたった財政課が行政財産所管課の協力を得て整理する。ただし、土木課、下水道課、都市計画課及び市街地整備課所管の行政財産は除く。

新たに取得しようとする公有財産の登記等の事務処理は次により行う。

### 第1 新たに公有財産を取得するとき、所管課等の長が措置すべき事項

#### (1) 取得前の調査、確認

- (イ) 法務局備付の不動産登記簿及び公図の調査
- (ロ) 所有权を制約する権利（地上権、地役権等の用益物権、抵当権、先取特権等の担保物件等）が設定されていないかを調査
- (ハ) 都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法等の公共事業が実施されているか、又はその実施計画の有無、ある場合制限の程度
- (ニ) その他の公法上の規制のある場合、その内容
- (ホ) 現地調査
  - a 土地の境界確認
  - b 地上物件の状況、不法占拠の有無
  - c 地上物件等の補償をする必要があるか、あればその内容

#### (2) 買入の手続き

- (イ) 所管課等の長は、公有財産となる財産の買入を必要とする時は、次の事項を記載した書類を作成し、総務部長の合議を得て市長の決裁を受けなければならない。
  - a 財産の種類、数量及び所在地番
  - b 相手方の住所及び氏名
  - c 買入れの理由
  - d 買入れの予定価格
  - e 予算額及び予算科目
  - f 買入れに付帯する条件
  - g その他必要な事項
- (ロ) 前項の決裁を受けるにあたっては、次の書類を添えなければならない。
  - a 契約書案

b 登記簿謄本及び関係図面

(関係図面とは、位置図、公図（写）、実測図、求積図、建物各階の平面図、建物の図面等をいう。)

c 買入れ予定価格の算定調書（半田市土地対策会議の審議調書）

d 建物等の買入れの場合にあってはその敷地所有者の土地使用承諾書

e その他必要な書類

(3) 登記手続き

公有財産を取得した所管課等の長は、直ちに次に定める必要な書類を添付し、財政課長あて登記依頼（別紙様式第1号）をするものとする。

ただし、土木課、下水道課、都市計画課、及び市街地整備課所管の行政財産（建築課所管の財産は除く）は、所管課で、登記手続きを行うものとする。

必要な書類とは、売買契約書、買収関係書類、測量図、求積図、建物各階の平面図、建物の図面、登記承諾書及び登記に必要な関係書類

(4) 買入れ代金の支払い（半田市財務規則第118条）

公有財産の買入れをし、又は交換をした場合における代金又は交換差金は、登記完了後支払うものとする。

この支払い関係書類には登記済証書の写しを添付しなければならない。

第2 一筆調査後取得した財産で未登記等のものの取扱いについて

(1) 未登記公有財産

一筆調査後取得した公有財産（土木課、下水道課、都市計画課及び市街地整備課所管の行政財産を除く）で未登記のものは、所管課等の長が、前項(3)に準じ財政課長に登記手続きの依頼をしなければならない。

(2) 一筆調査後取得した土地で、境界標の埋設のないものの境界確定手続き

一筆調査後取得した公有財産で境界標の埋設していないものは、所管課等の長が当該土地の境界線上の重要な箇所に隣接地の所有者立会いのうえ、境界標を直ちに設置し関係図面を添えて総務部長に報告しなければならない。

様式第1号

年 月 日

総務部財政課長 殿

所管課等の長

(印)

### 登記申請依頼書

下記のとおり公有財産を取得したので関係書類を添えて登記申請手続きの依頼をします。

記

名 称			
所在 地 番			
地 目		地 積	m <sup>2</sup>
取 得 年 月 日		財 源 区 分	
取 得 価 格	円	(单 価)	円
取 得 原 因			
その他の必要事項			
備 考	内訳 別紙のとおり		

(添付書類)

1. 取得に関する契約書及び登記簿謄本等の写し
2. 登記承諾書、印鑑証明書
3. 関係図面（位置図、実測図、求積図、分合筆図等）
4. その他登記上必要な書類（相続関係等）